

# NEWS RELEASE

令和2年1月17日

お客さまへ

株式会社 栃木銀行  
取締役頭取 黒本 淳之介

## 「未利用口座管理手数料・解約の定め」の導入について ～口座の不正利用防止の取組み～

栃木銀行（取締役頭取 黒本 淳之介）では、長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和2年4月1日（水）以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料に満たなくなった場合の自動解約に係る定めを導入させていただきます。

当行におきましては、長期間利用されていない口座の利用再開をお勧めするとともに、ご利用のない口座に対する管理コストをご負担いただくことによりまして、当行を日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めてまいります。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 〈未利用口座管理手数料について〉

適用	令和2年4月1日以降に開設された普通預金口座 ※ 盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も対象となります。
未利用口座となる口座	最後のお預け入れまたは払戻し（当該普通預金のお利息の元本組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない普通預金口座（総合口座を含み、無利息型普通預金を除く）を対象とします。 〈以下の場合には未利用口座管理手数料の対象外となります〉 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 当該口座の残高が10,000円以上である場合</li><li>・ お借入がある場合</li><li>・ 同一支店で他に金融資産（普通預金を除き、定期預金、積立定期預金、定期積金、財形預金、投資信託、外貨預金、国債等）が1円以上ある場合</li></ul>
事前通知～手数料引落としまでの流れ	①口座が上記の対象となる口座となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内させていただきます。 （このご案内を差し上げて、約3ヶ月以内に利用再開またはご解約された場合、未利用口座管理手数料は掛かりません） ②事前通知後、約3ヶ月経過後もお取引がない場合に、未利用口座管理手数料を引き落としさせていただきます。
手数料金額	年間1,320円（税込）
自動解約	・ 手数料徴求時に口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を以て未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を自動的に解約いたします。（口座残高以上の負担はございません）

※未利用口座管理手数料は、令和2年4月1日以降に開設され、未利用の状態となった普通預金口座に適用させていただきますのものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象となることはありません。